

鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分）に係る仕入控除税額の報告について

鳥取県長寿社会課 介護保険・施設担当

令和2年度に実施した鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分）について、その交付を受けた場合は補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、消費税及び地方消費税の仕入控除税額の報告を行っていただく必要があります（仕入控除税額が0円の場合を含む）。

まだ報告を行っていない事業者におかれましては、速やかに報告いただきますようお願いいたします。

記

1. 消費税仕入控除税額について

消費税はその制度上、重複して消費税が課されないよう、仕入税額控除制度が設けられています。一方、補助金の充当を受けた経費の消費税は、課税仕入れに対して支払った消費税として控除することができるため、仕入控除をした場合、事業者は補助金の充当を受けた経費に係る消費税額を実質的に負担していないことになります。

このことから、県の交付要綱において、確定申告により消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した後、県に報告いただくこととしています。

なお、報告された仕入控除税額（要返還相当額）については、後日、県から事業者に対して納付書（請求書）を送付しますので、金融機関の窓口等で返還金を納付してください。

2. 報告対象者

補助金の交付要綱により、仕入控除税額報告を行うことが求められている事業者（返還額が0円の事業者でも報告は必要です。）→原則、補助金の交付を受けた全事業者が対象です。

3. 報告様式

【報告様式】様式5「鳥取県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（介護分）に係る消費税控除仕入税額報告書」

→様式は県HP（<https://www.pref.tottori.lg.jp/261345.htm>）からダウンロードしてください。

4. 提出方法等

上記報告様式に報告内容を確認できる書類を添付の上、以下のメールアドレスに御提出ください。

【提出先メールアドレス】choujyushakai@pref.tottori.lg.jp

※提出の際の件名は「【仕入税額報告】新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（法人名）」としてください。

※報告書は押印省略可です。

5. 報告期限

令和4年6月30日（木）

<消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返還相当額）の計算方法>

計算方法 ※詳しくは税理士等にご確認ください

(1) 返還がない場合

次の場合には、返還額0円で報告をしてください（報告書の提出は必要です）。

- ・消費税の申告義務がない事業者。
- ・簡易課税方式で申告している。
- ・公益法人等（※）であり、特定収入割合が5%を超えている。
- ・補助対象経費に係る消費税等を、個別対応方式において、「非課税売上のみに要するもの」として計上している。
- ・補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである。

※公益法人等とは、一般財団法人、一般社団法人、社会医療法人、公益財団法人、公益社団法人等、消費税法別表第三に該当する法人等をいいます。

(2) 返還がある場合

課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合は、課税仕入れに含まれる消費税の額はその全額を課税売上げに係る消費税の額から控除できます。95%未満の場合は課税仕入れに含まれる消費税額の全額は控除できなく、税務申告の際に以下のイ、ウの方式のいずれかを選択することになっています。

ア 課税売上高が5億円以下、かつ課税売上割合が95%以上の場合（全額控除）

補助金額* × 10 / 110 = 返還額（円未満切り捨て）

イ 課税売上割合が95%未満の場合で「一括比例配分方式」を採用している場合

補助金額* × 10 / 110 × 課税売上割合 = 返還額（円未満切り捨て）

ウ 課税売上割合が95%未満の場合で「個別対応方式」を採用している場合

AとBの合計額 = 返還額

A 課税売上のみ要する補助対象経費に使用された補助金

補助金額* × 10 / 110 = 返還額（円未満切り捨て）

B 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

補助金額* × 10 / 110 × 課税売上割合 = 返還額（円未満切り捨て）

※上記の「補助金額*」について（ア～ウ共通）

補助対象経費に課税仕入れと非課税仕入れが混在する場合、補助対象経費に含まれる課税仕入れと非課税仕入れの割合により補助金額を按分し、課税仕入れに係る補助金のみ計算対象とします。

ただし、消費税の税務申告又は補助金の実績報告において補助金の用途を明確にしている場合には課税仕入れに使用した補助金のみ計算の対象とします。